（適用日における特定任期付職員に係る最高の号給を超える給料月額の切替え）

第二条　平成二十六年四月一日（以下「適用日」という。）の前日において特定任期付職員の給与の特例に関する規程第二条第三項の規定による給料月額を受けていた国会職員の適用日における給料月額は、第三条の規定による改正後の特定任期付職員の給与の特例に関する規程第二条第一項に規定する給料表に掲げる号給の給料月額及び第一条の規定による改正後の国会職員の給与等に関する規程の指定職給料表八号給の額との権衡を考慮して両議院の議長が協議して定める。

（適用日前の異動者の号給の調整）

第三条　適用日前に職務の級を異にして異動した国会職員及び両議院の議長が協議して定めるこれに準ずる国会職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、両議院の議長が協議して定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

第四条　第一条の規定による改正後の国会職員の給与等に関する規程又は第三条の規定による改正後の特定任期付職員の給与の特例に関する規程の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の国会職員の給与等に関する規程又は第三条の規定による改正前の特定任期付職員の給与の特例に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第一条の規定による改正後の国会職員の給与等に関する規程又は第三条の規定による改正後の特定任期付職員の給与の特例に関する規程の規定による給与の内払とみなす。

（切替日における特定任期付職員に係る最高の号給を超える給料月額の切替え）

第五条　平成二十七年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において特定任期付職員の給与の特例に関する規程第二条第三項の規定による給料月額を受けていた国会職員の切替日における給料月額は、第四条の規定による改正後の特定任期付職員の給与の特例に関する規程第二条第一項に規定する給料表に掲げる号給の給料月額及び第二条の規定による改正後の国会職員の給与等に関する規程の指定職給料表八号給の額との権衡を考慮して両議院の議長が協議して定める。

（切替日前の異動者の号給の調整）

第六条　切替日前に職務の級を異にして異動した国会職員及び両議院の議長が協議して定めるこれに準ずる国会職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、両議院の議長が協議して定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給料の切替えに伴う経過措置）

第七条　切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける国会職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（両議院の議長が協議して定める国会職員を除く。）には、平成三十年三月三十一日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額（国会職員の給与等に関する規程附則第四項の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける国会職員（再任用職員及び同項に規定する両議院の議長が協議して定める国会職員を除く。）のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定国会職員」という。）にあっては、五十五歳に達した日後における最初の四月一日（特定国会職員以外の者が五十五歳に達した日後における最初の四月一日後に特定国会職員となった場合にあっては、特定国会職員となった日）以後、当該額に百分の九十八・五を乗じて得た額）を給料として支給する。

2　切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける国会職員（前項に規定する国会職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される国会職員との権衡上必要があると認められるときは、当該国会職員には、両議院の議長が協議して定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

3　切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった国会職員について、任用の事情等を考慮して前二項の規定による給料を支給される国会職員との権衡上必要があると認められるときは、当該国会職員には、両議院の議長が協議して定めるところにより、前二項の規定に準じて、給料を支給する。

第八条　前条の規定による給料を支給される国会職員に関する国会職員の給与等に関する規程第七条の三第五項（同規程第七条の四第四項において準用する場合及び育児短時間勤務国会職員等についての国会職員の給与等に関する規程等の特例に関する規程（平成十九年五月九日両院議長決定）第二条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、国会職員の給与等に関する規程第七条の三第五項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と国会職員の給与等に関する規程等の一部を改正する規程（平成二十六年十一月十二日両院議長決定）附則第七条の規定による給料の額との合計額」とする。

2　前条の規定による給料を支給される国会職員に関する特定任期付職員の給与の特例に関する規程第二条第四項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは「給料月額と国会職員の給与等に関する規程等の一部を改正する規程（平成二十六年十一月十二日両院議長決定）附則第七条の規定による給料の額との合計額」とする。

（平成二十七年三月三十一日までの間における昇給に関する特例）

第九条　平成二十七年三月三十一日までの間における国会職員の給与等に関する規程第一条第九項（育児短時間勤務国会職員等についての国会職員の給与等に関する規程等の特例に関する規程第二条及び第五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「四号給」とあるのは「三号給」と、「三号給」とあるのは「二号給」とする。

（非常勤職員の給与に関する経過措置）

第十条　第二条の規定による改正前の国会職員の給与等に関する規程第十五条第一項に定める国会職員で、同項の規定により支給される手当の額が勤務一日につき三万四千二百円を超え三万四千九百円以下であるものに対する国会職員の給与等に関する規程第十五条第一項の規定の適用については、平成三十年三月三十一日（当該国会職員が同日前に離職をした場合にあっては、当該離職をした日）までの間は、同項中「三万四千二百円」とあるのは、「三万四千九百円」とする。

（両院議長協議決定への委任）

第十一条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

（育児短時間勤務国会職員等についての国会職員の給与等に関する規程等の特例に関する規程の一部改正）

第十二条　育児短時間勤務国会職員等についての国会職員の給与等に関する規程等の特例に関する規程の一部を次のように改正する。

第五条の表第七条の五第四項の項中欄中「初任給調整手当」の下に「及び住居手当」を加え、同項下欄中「扶養手当」の下に「、住居手当及び単身赴任手当」を加える。

官庁報告

官庁事項

人事院公示第25号

人事院は、人事院規則２―４（人事院の職員に対する権限の委任）第２項の規定に基づき、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成26年法律第105号）に定める人事院の権限及び所掌事務の一部委任に関し、次のとおり決定した。

平成26年11月19日

人事院総裁　一宮なほみ

1　委任を受ける職員の職名

人事院事務総長

2　委任する権限及び所掌事務

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成26年法律第105号）附則第３条の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。

3　委任の効力の発生する日

平成26年11月19日